

旭市イメージアップキャラクター「あさピー」 着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」(以下「あさピー」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの範囲及び承認基準)

第2条 着ぐるみは、利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときに限り貸出しすることができる。

- (1) 国及び地方公共団体が開催する行事に参加するとき。
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格を有しないものを含む。)が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的としない行事に参加するとき。
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事に参加するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、旭市の魅力の発信に寄与し、若しくは市との連携協力の下に開催し、又はその他公益的観点から市長が適当と認める行事に参加するとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しの対象としない。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれがあること。
- (2) 着ぐるみを誤った方法により使用し、毀損し、若しくは汚損し、又は安全性への配慮を欠くおそれがあること。
- (3) 会場等の受け入れ態勢が整わないおそれがあること。
- (4) あさピーのイメージを損なうおそれがあること。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがあること。
- (6) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれがあること。
- (7) 特定の個人、団体、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあること。
- (8) 酒宴が主たる目的の行事であること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関与が認められること。

(借用申請)

第3条 着ぐるみの借用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめあさピー着ぐるみ借用申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要がわかる書類
- (2) 行事の概要がわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者があさピーのデザインを使用しようとするときは、当該使用に係るデザイン案を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、貸出しを受けようとする期間の開始日の2か月前から7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して貸出しの可否を決定し、あさピー着ぐるみ貸出し決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について、条件を付することができる。

(貸出方法)

第5条 着ぐるみの借用及び返却は、原則として使用者が直接行うものとする。

2 やむを得ず前項の借用及び返却を作業者等に依頼するときは、その経費は使用者の負担とする。

3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、貸出日から返却日を含め、原則5日以内とする。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(着用制限)

第8条 着ぐるみを着用できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 年齢が18歳以上であること。
- (2) 身長が概ね150cmから170cmであること。

(使用の報告)

第 9 条 使用者は、着ぐるみを返却するときは、あさピー着ぐるみ使用報告書（第 3 号様式）に着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸出しの決定の取消し等）

第 10 条 市長は、使用者が偽りその他不正の手段により貸出しの決定を受けたとき又は決定に付した条件に従わないときは、当該決定を取消すものとする。

2 市長は、前項の規定による決定の取消しを受けた者に対し、以後の着ぐるみの貸出しを行わないものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により決定の取消しを受けた者が被った損害について、一切その責めを負わない。

（原状回復）

第 11 条 使用者又は前条第 1 項の規定により決定の取消しを受けた者は、着ぐるみを毀損し若しくは汚損し又は紛失したときは、補修、クリーニング等着ぐるみを原状に復するため要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第 12 条 市長は、着ぐるみの使用により使用者が被った身体的被害その他の損害に対して一切その責めを負わない。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。